

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	宮崎市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/administration/108489.html">http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/administration/108489.html</a>

執行機関名 宮崎市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助(以下「就学援助」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の11の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助(以下「就学援助」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	宮崎市要保護及び準要保護児童・生徒の就学援助費交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者(同法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対して必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		宮崎市要保護及び準要保護児童・生徒の就学援助費交付要綱 宮崎市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助事務処理要領